

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき公告する。

令和4年12月15日

静岡県知事 川勝平太

1 取消年月日

令和4年12月15日

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	建設業の種類
(株)ティーズ・システム	社本 卓也	浜松市南区白羽町 2685	(特-02)第 38436 号	土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設、解体